

高年齢雇用継続給付の限度額変更

平成24年8月1日から、雇用保険の高年齢雇用継続給付に係る支給限度額等が、次のように変更されます。この変更の結果、従業員の方への支給額が変更されることがあります。これを機会に、高年齢雇用継続給付制度を再確認しておきましょう。

	平成24年7月31日まで	平成24年8月1日から
支給限度額	344,209円	343,396円
支給額の下限	1,864円	1,856円

①高年齢雇用継続給付の概要

60歳以降、継続雇用や再雇用する場合、それまでより賃金を下げる企業がほとんどです。そこで、60歳時点とくらべて賃金が75%未満に下がったなど、一定の要件を満たした場合に政府が経済的な援助をしてくれる制度があります。それが「高年齢雇用継続給付」です。この高年齢雇用継続給付には、次の2種類があります。

- 高年齢雇用継続基本給付金
失業給付を受給せずに60歳に達した後も引き続き雇用されている雇用保険の被保険者が対象
- 高年齢再就職給付金
失業給付を受給し、60歳に達した後に再就職した雇用保険の被保険者が対象

②支給要件

＜高年齢雇用継続基本給付金＞

- ①60歳以上65歳未満の被保険者であること
- ②被保険者であった期間が通算して5年以上あること
- ③60歳時点に比べて75%未満の賃金で雇用されていること
- ④各月の賃金（支給対象月の賃金）が「支給限度額（平成24年8月以降343,396円）」未満であること

＜高年齢再就職給付金＞

- ①60歳以上65歳未満の被保険者であること
- ②被保険者であった期間が通算して5年以上あること
- ③基本手当の受給前に比べて75%未満の賃金で雇用されていること
- ④各月の賃金（支給対象月の賃金）が「支給限度額（平成24年8月以降343,396円）」未満であること
- ⑤失業給付の支給残日数が100日以上あること
- ⑥再就職手当を受けていないこと

②支給額（支給額は、支給対象月について、賃金の低下の割合に応じて次の額です）

賃金の低下の割合	支給額
支給対象月の賃金が、「60歳時点の賃金の月額」に比べ61%未満に低下	支給対象月の賃金×15%
支給対象月の賃金が、「60歳時点の賃金の月額」に比べ61%以上75%未満に低下	支給対象月の賃金×15%から通算するように厚生労働省令で定める率

※高年齢雇用継続給付の制度を上手に使い、労働者の総収入（給付の額+賃金）が減らないようにして、賃金や社会保険料の支出を軽減することも可能です。ご興味のある方は、お気軽にお問い合わせ下さい



応募者・社員のメンタル特性は見抜けるか

精神疾患による労災請求

平成23年度の「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」（厚生労働省、平成24年6月15日公表）により、仕事のストレスによる精神障害などとして労災保険の請求が行われた件数が、3年連続で過去最高を更新したことが

明らかになりました。

職場になじめなかったり、働かせすぎだったり、その要因は様々であり、また複合的なものなどと思われませんが、会社としては「我が社に合う人材を採用したい」という思いは常にお持ちのことでしょう。

ストレスチェックが義務

現在、労働安全衛生法の改正案が議論されています。これは、新たに「精神的健康の状況を把握するための検査」（ストレスチェック）を企業に義務付ける内容です。さらに、会社は、検査の結果を受けた社員からの申出により、医師等による面接指導を実施する必要が出てくるとともに、医師の意見を聴き、

必要な場合には作業の転換、労働時間の短縮など、適切な就業上の措置をしなければならぬこととなります。

なお、この検査は、医師などが通常の健康診断に併せて行うことが想定され、検査結果は社員に直接通知されません。この検査結果は、医師が社員から同意を得ないかぎり、会社に提供することができません。具体的なチェック項目や実施方法

特性を見分ける検査

企業は、応募者や社員の背景に、応募者や社員の「精神特性・心の健康状態・行動特性」を分析するサービスを提供する会社が増えてきています。検査費用は、検査単

体で数千円からという低額なものから、従業員研修会・相談窓口の提供とセットのものまで、さまざまです。採用や配属前に、「仕事上のストレス」に、「仕事上のストレス」

「社会適応力」「ストレス耐性」「うつ傾向」等の分析ができれば、ミスマッチを防ぐことができ、会社にとって社員にとっても有益となるでしょう。※当社にて特性検査を行うことが可能です。詳しい事はご相談下さい。

最新情報 脳・心臓疾患の労災補償状況

厚生労働省より、平成 23 年度の「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」が公表されました。



①「過労死」など、脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

- 脳・心臓疾患についての労災請求件数は 898 件で、2 年連続で増加前年度に比べ 96 件の増加
- 支給決定件数（労災と認められた件数）は 310 件で、4 年ぶりの増加前年度に比べ 25 件の増加
- 平成 23 年度の特徴
脳・心臓疾患に関する労災補償の請求件数を業種別（大分類）にみた場合、「運輸業、郵便業」（182 件、20%）、「卸売業・小売業」（143 件、16%）、「製造業」（132 件、15%）の順に多く、これらで半数を超えます。支給決定件数も同様に、「運輸業、郵便業」（93 件、30%）、「卸売業・小売業」（48 件、15%）、「製造業」（41 件、13%）の順に多く、これらで約 6 割を占めています。

②精神障害に関する事案の労災補償状況

- 精神障害についての労災請求件数は 1,272 件で、3 年連続で過去最多を更新 前年度に比べ 91 件の増加
- 支給決定件数は、過去最多の 325 件。前年度に比べ 17 件の増加
- 精神障害に関する労災補償状況を職種別（大分類）にみると、請求件数は「事務従事者」（323 件）や「専門的・技術的職業従事者」（318 件）が多く、全体の半数を占め、これに「販売従事者」（167 件）が続いています。精神障害の支給決定件数を、それを引き起こした出来事別にみると、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」がもっとも多く 52 件（16%）、次いで「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」が 48 件（15%）、「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、または暴行を受けた」が 40 件（12%）などとなっています。

脳・心臓疾患及び精神障害については、厚生労働省がそれぞれ認定基準を設けており、迅速・公正な労災認定が行われることになっています。しかし、認定事例が生じてしまった場合、労働者側・企業側ともに大きなダメージを負うことになります。最も重要なのはその予防です。職場でのメンタルヘルス・長時間労働対策についても、お気軽にご相談ください。

支給限度額変更（育児休業・介護休業）

トップニュースでご紹介しました高年齢雇用継続給付以外にも毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、毎年 8 月 1 日に行われる賃金日額の変更に伴い支給限度額の上限に変更があります。（初日が平成 24 年 8 月 1 日以後である支給対象期間から変更）



	平成 24 年 7 月 31 日まで	平成 24 年 8 月 1 日から
育児休業給付	215,100 円	214,650 円
介護休業給付	172,080 円	171,720 円

障害者雇用率の引上げ

障害者雇用率が 2.0% に

13 年 4 月 1 日より、民間企業に義務付けられている障害者雇用率が 15 年ぶりに引き上げられ、現在の 1.8% から 2.0% となります。また、国や地方公共団体の障害者雇用率は、現在の 2.1% から 2.3% に、

都道府県等の教育委員会は同じく 2.0% から 2.2% に引き上げられます。

事業主は要注意

して増加傾向にあるようです。

厚生労働省のまとめによると、11 年度にハローワークを通じて就職した障害者は 5 万 9 千 3 百 6 7 人で 70 年度の調査開始以降、過去最多となっており、企業の障害者雇用は全体と

今回の法定雇用率の引上げと同時に、障害者の雇用を義務付けられる企業の規模も従業員 56 人以上から 50 人以上に広がります。対象となる事業主には以下の義務があります。

① 毎年 6 月 1 日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければならぬ
② 障害者雇用推進者を選任するよう努めなければならない

未達成の場合

雇用率が未達成の場合、「障害者雇用納付金制度」において、従業員数が 2

01 人以上の企業は、法定雇用障害者数に不足する 1 人につき月 5 万円を国に納めなければなりません。

一方で、雇用率を上回っている企業へは、上回る 1 人につき月 2 万円、2 万 7 千円の報奨金などが支給される仕組みとなっています。なお、今回これらの金額に変更

精神障害者も対象へ

精神障害者を含めた障害者の雇用が義務化され

た際には、雇用率が新たに算定され、最終的な雇用率は少なくとも 2.2% になるようです。今秋より審議が始まり、法案の国会提出は来年となる見通しです。

「国民年金」の気になる数字

納付率が最低を更新

厚生労働省が7月5日に発表した調査結果によると、11年度の国民年金保険料納付率は58.8%と、10年度の59.3%に引き続き60%を下回る結果となりました。納付率は、20歳以上の学生の強制加入が導入された91年と翌92年の85.7%をピークに下がりに始まり、97年に制度維持に必要とされる80%を下回り、その後05年の若年者納付猶予制度導入時にいったん回復しましたが、翌06年以降

低下が引き続きいます。

若年層の低い納付率

年齢層別では、	納付率
20歳以下	20.5%
20歳～24歳	24.5%
25歳～29歳	29.5%
30歳～34歳	34.5%
35歳～39歳	39.5%
40歳～44歳	44.5%
45歳～49歳	49.5%
50歳～54歳	54.5%
55歳～59歳	59.5%
60歳以上	65.5%

加入者の収入の低さ

公的年金加入者の所得状況の調査結果によると、国民年金第1号被保険者の平均年収は159万円と、第2号被保険者である厚生年金加入者の平均年収が426万円であることに比べると半分以下であることが明らかとなりました。年金受給者の189

より、年収が低くて保険料を納めたくても納められない人がいることが指摘されています。

納付率アップの取り組み

同省では、納付率が低くとどまっている原因として、低収入の人の一部に保険料免除等の申請をしていない人がいることを挙げ、13年夏までにその半数を免除・納付のいずれか

に結び付けたいとしています。その他、現在国会提出中のマイナンバー法案の動向も見ながら、公的年金制度の普及・啓発に取り組み、納付率の改善を図りたいとしています。



人事労務管理力研修を行いました

日時：7月27日（金）14：00～16：00

参加者：北九州市 特別養護老人ホーム

管理者 10名

テーマ：人事労務管理力

講師：上田

運営管理者 10名にお集まりいただき、管理者研修を実施しました。

人事労務管理の担当者の皆さんが、職場で遭遇するさまざまな問題に対して、事例を踏まえながら、お話しさせていただきました。

管理者が職場でくすぶる人事労務の問題を「仕事が忙しいので対応できなかった」また、「管理者自身が本来すべく人事労務管理をどうしたらよいかかわからず、そのままにしておいた」このような言い訳や放置がその後、法人と管理者自身にとって大きな痛手となる人事労務トラブルを引き起こしてしまうことがよくあります。これらのトラブルは本来、職場をあずかる管理者が人事労務管理の知識をもって早期に予防・対処していれば、大事にならずにすむことだと思います。

すなわち人事労務管理は職場をあずかる管理者のもっとも重要な仕事です。この研修を通じて管理者が人事労務管理に関する知識を身につけていただければと思います。

こちらの法人様では次回8月に、セクハラ・パワハラに関する研修を行う予定です。

（担当：池田）



お仕事カレンダー

8/10

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

8/31

- 7月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付
- 個人事業税の納付＜第1期＞
- 6月決算法人の確定申告・12月決算法人の中間申告
- 9月・12月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告
- 個人事業者の当年分消費税の中間申告
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第2期＞

新しく仲間が増えたワン♪

7月より新たに仲間となりました職員をご紹介します。
爽やかな笑顔と内に秘めた熱い想いを抱いた二人を皆さん
応援してください。

石長
菊代



始めまして。
石長菊代と申します。
まず、豪雨災害で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

この度、7月9日よりブレインスターの一員としてお世話になる事になりました。これまでの様々な経験を糧とし微力ではありますが皆様のお役に立てる様、尽力して参ります。

これからは皆様の温かいご指導を頂き日々、成長出来る様、努力いたします。どうぞ宜しくお願い致します。

ブレインスターマスコット

じゃじゃ馬娘の
ひな (4カ月♀)



クールな
まお (8カ月♀)

※代表上田の愛犬たちです

私は埼玉で生まれた白柴です。
200頭に1頭の割合でしか生まれない
珍しい白柴です！
主人がわざわざ埼玉から熊本に連れて
帰ってくれました♪

私は阿蘇で生まれた黒柴です。
みんなに美人といわれます！
いつも主人のベッドと一緒に
寝ています♪

7月1日に入社致しました萩原と申します。
4月より、熊本県若年者緊急雇用創出事業という制度を
利用し就職に必要なスキルを身につける為3カ月の座学

萩原
亜由美



研修を受けて参りました。
7月からの3カ月間、実際の
就業の中でスキルを身
につけ10月からの継続雇
用を目指しがんばって
おります。
主に社会保険や雇用保険
の手続業務をしています。
よろしくお願い致します。



One Point 表示形式を利用してデータの見た目を変更する (日付編)

前回の数値編に続き、今回は日付に関する表示形式のユーザー定義を利用する方法をご紹介します。

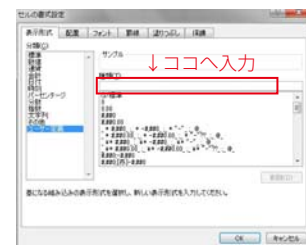
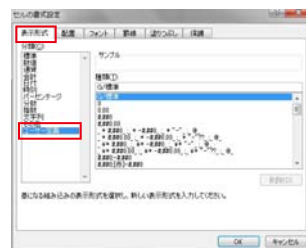
■ユーザー定義で利用できる書式記号

年	yyyy	西暦を4桁で表示 (yyで下2桁のみ表示)
	e	年を年号を元に表示 (eeで全て2桁表示)
	g	元号をアルファベットで表示 (M・T・S・H)
	gg	元号を漢字の頭文字で表示 (明・大・昭・平)
月	ggg	元号を漢字で表示 (明治・大正・昭和・平成)
	m	月を表示 (mmで全て2桁表示)
	mmm	月を英語の頭文字3文字で表示 (Jan ~ Dec)
	mmmm	月を英語で表示 (January ~ December)
日	m m m m m	月を英語の頭文字で表示 (J ~ D)
	d	日にちを表示 (ddで全て2桁表示)
	ddd	曜日を英語の頭文字3文字で表示 (Sun ~ Sat)
曜日	dddd	曜日を英語で表示 (Sunday ~ Saturday)
	aaa	曜日を漢字の頭文字で表示 (日~土)
	aaaa	曜日を漢字で表示 (日曜日~土曜日)

■設定例 (2012/8/10 と入力)

設定した書式	実際の表示
yy"年"mm"月"dd"日"	12年08月10日
m"月"d"日"(aaa)	8月10日(金)
ge.mm.dd	H24.08.10
mmmm d,yyyy	August 10, 2012
mmmm d ddd	August 10 Fri

※日付の書式の後に特定の文字列を表示させる時はダブルクォーテーション(“)で囲みます



花火



夏といわれて思い出すものの一つが「花火」ですが、花火の初使用については定かではありません。古い記録として、室町時代の公家の日記に1447年3月21日唐人が花火と考えられる風流事を行ったと記載されているものがあるそうです。今から565年前の話になります。古来より花火は人を感動させるものだったようです。



BrainStar

株式会社ブレインスター

代表取締役 上田 正順

〒862-0949 熊本市中央区国府1-14-12 1F

TEL : 096-211-6055 FAX : 096-211-6065

URL : <http://brainstar.jp>